

五、工場側ノ狀況

臨時職工等ヲ便備シテ引續キ作業ヲ繼續シ依然原
硬ナル態度ヲ持セリ
右及申(通)報候也

務理事

労働課長

事務主任

第②

二〇九四號

寫

昭和二年七月十八日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎 殿

社會局長 官 殿

大阪府知事 兵庫千葉崎玉 殿

各府縣知事 殿

鈴木商會ノ労働爭議ニ関スル件

(第五報)

標記爭議既報後ノ狀況危記ノ通りニシテ解決條件ニ對

27.21
1008